

習志野市環境基本計画 年次報告書（環境白書）

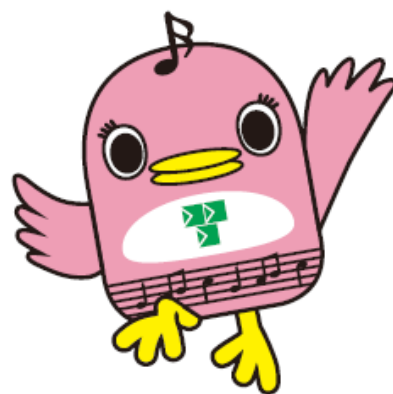
データで見る習志野市の環境

令和 6（2024）年版

用語解説



習志野市ご当地キャラ
「ナラシド♪」



習志野市ご当地キャラ
「ソラシノ♪」



< あ行 >

■アイドリング・ストップ

自動車の駐停車中にエンジンを停止させることです。大気汚染の改善、騒音の低減、燃料の節約などにつながります。

■アオサ

各地の海岸に生育する緑色をした大きさ10～30cmの膜状の海藻で、日本に広く分布します。生育条件がそろうと短期間のうちに大量繁殖して緑潮（グリーンタイド）となります。

■赤潮

海域において、動植物の栄養成分である窒素、リン等が増えすぎてしまうことで、海中の微小な生物（主に植物プランクトン）が異常増殖し、微生物の色に海面が変色する現象のことです。赤色に変色することが多いですが、プランクトンの種類により、黄褐色や緑色などにも変色することがあります。主として、夏に多発し、魚介類のえらをつまらせ、また、酸欠などの悪影響を及ぼすこともあります。

■あか筒

筒状の容器に、あか剤（くしゃみ剤：ジフェニルシアノアルシン）と加熱剤などが充填され、点火薬に着火すると、あか剤が加熱し、これが微粒子となって、煙状に拡散する構造を有する有毒発煙筒のことです。あか筒に充填されたあか剤は、常温では固体であり、熱を加えない限り、微粒子となって拡散することはありません。

■一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は、商店、オフィス等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

■エコ・ステーション

低公害車の一つである代替電池自動車、代替燃料自動車及び電気自動車などのクリーンエネルギー自動車に燃料や充電用の電気を供給する場所の総称です。

■エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した運転技術のことです。

■温室効果ガス

二酸化炭素やメタン（CH₄）等、地表から放射された赤外線の一部を吸収し、地球外への熱の放出を抑制する気体の総称です。大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、地表の熱の放出量が減ったことが地球温暖化の主な原因とされています。

< か行 >

■家庭用燃料電池（エネファーム）

燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯などに利用するシステムのことです。

■環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき定められている「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」のことです。この基準は、行政上の目標であり、公害発生源（工場など）に対する規制基準とは異なります。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められており、ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11（1999）年法第105号）第7条の規定に基づき定められています。

■観測井戸

観測を目的とする帯水層（実際に地下水を含んでいる地層で、地下水を通しやすくなっているところ）の水位や水質などのデータを得るための井戸のことです。

■規制基準

工場や事業場などが遵守すべき公害の発生に係る許容限度のことです。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び振動規制法では規制基準といいます。

■揮発性有機化合物

浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダント（Ox）等の原因物質の一つで、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称です。

■京都議定書

大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを目的として、第 1 約束期間（平成 20（2008）年～平成 24（2012）年）の間に、先進国などに対して温室効果ガスを一定数値（日本は 6%）以上削減することを義務付けた議定書で、平成 17（2005）年 2 月に発効しました。

■国指定鳥獣保護区

鳥獣保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定します。鳥獣保護区には他に、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区があります。

■クリーンエネルギー

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や窒素酸化物（NO_x）等の有害物質を排出しない

い又は排出量の少ないエネルギー源のことです。

■グリーン購入

製品などを購入する際に、環境を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

■健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。カドミウム等の重金属類を中心に 27 項目あります。

■公害

環境基本法第 2 条第 3 項の規定において「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義しています。

■公共用水域

水質汚濁法によって定められる公共利用のための海や川、湖などのことです。

■コークス

石炭を蒸し焼きにする乾留工程により、炭素部分だけを残した燃料のことです。燃焼時の発熱量が元の原料の石炭より高くなり、高温を得ることができることから、鉄鋼業などを中心に重要な燃料となっています。

< さ行 >

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた 20 種類の廃棄物（燃えがら、汚泥、廃油など）のことです。大量に排出され、処理に特別な技術を要するものが

多く、排出事業者は責任を持って適正に処理する責務があります。

■持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のことです。

■集合住宅用充電設備

集合住宅の管理者などが電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために設置する設備のことです。

■臭気指数

臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をおいを感じられなくなるまで無臭空気で薄めたときの希釈倍数により求めた数値のことです。

■循環型社会

廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正処分を図ることにより、環境への負荷を低減するシステムを持つ社会のことです。

■除染特別地域

警戒区域又は計画的避難区域の指定を受けたことがある地域のこと、国が除染の計画を策定し、除染事業を進めることとしています。

■水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられます。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動量を出します。

■生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目のことです。pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全リンの9項目があり、河川・湖沼・海域別に、また、利水目的に応じて基準値が定められています。

■生物多様性条約

「生物の多様性（生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していることを示します。）に関する条約」の略称で、1. 生物多様性の保全、2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする国際条約です。日本は平成5（1993）年に締結国になり、同年に条約を発効しました。

■総量規制

一般的な濃度による規制ではなく、一定期間における排出量での規制のことで、工場などの排出源ごとに排出量が割り当てられています。

< た行 >

■太陽光発電設備（太陽光発電システム）

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置する住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるシステムのことです。

■太陽熱利用システム

集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調などに利用するシステムで、動力を使用して熱媒などを循環させるものです。

■定置用リチウムイオン蓄電システム

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池）とインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるシステムのことです。

■天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものです。ヨウ素が多く含まれており、千葉県一帯の上総層群（300～40 万年くらい前に海底で堆積した地層）中に存在しています。

■電気自動車

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、自動車検査証の燃料の種類が電気であるもののことです。

■特別保護地区

鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、特に必要があると環境大臣又は都道府県知事が認める区域で、建築物その他の工作物の新築、増築、改築、水面の埋立て、干拓、木竹の伐採を行うには、あらかじめ許可を受けることが必要です。

■トリクロロエチレン等

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素などの有機塩素化合物のことです。主に金属・機械部品の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われていましたが、発がん性が指摘され、代替物質への移行がされています。また、土壤汚染や地下水汚染の原因ともなるため、環境基準が定められています。

< は行 >

■ばい煙

物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物（ SO_x ）、ばいじん、窒素酸化物（ NO_x ）等の有害物質を含む煙のことです。

■ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するスス等のことです。

■ビオトープ

生物を意味する「Bio（ビオ）」と場所を意味する「Tope（トープ）」を合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間のことです。

■ブーンドル湿地

ブリスベン市の北約 15km の場所に位置し、ブリスベン市最大の湿地で、近くのチンチタンバ湿地やデーゴン湿地とともに、沿岸や低地に生息する動物の広大な生息地です。周囲には、モートン湾、ケドロンのキャベツトリー運河、ケドロンの排水路及びゲートウェイ幹線道路があります。

■プラグインハイブリッド自動車

電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車であって、自動車検査証の燃料の種類がガソリン（軽油）・電気であるもののことです。

■閉鎖性水域

地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼などの水域のことです。

■放射性物質汚染対処特措法

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の

汚染への対処に関する特別措置法」の通称です。

< ま行 >

■窓の断熱改修

既存住宅に設置されている窓を断熱性能が高い窓へ改修することです。

< や行 >

■谷津田

谷地にある水気の多い湿田のことで、地名の由来となっています。

■要請限度

指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が、道路周辺の生活環境を著しく損なうと認められるとき、道路管理者などに改善措置を講じるよう要請することができる限度基準のことです。

< ら行 >

■ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称で、イランのラムサールにおいて、昭和 46(1971)年に締結されました。この条約では、湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼び掛けています。平成 5(1993)年 6 月の釧路会議において、日本では本市の谷津干潟を含めた 5 カ所が登録されました。

■臨海部の 10 市

東京湾沿岸に位置する浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の 10 市のことです。

< 英略語など >

■BEMS(Building and Energy Management System:ビルエネルギー管理システム)

照明や空調などのオフィスビル等で用いられるエネルギー機器・設備の運転やエネルギーの使用状況を監視・管理して、ビル全体の省エネルギー制御を一元化するシステムのことで、す。

■BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川や工場排水の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■COD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、海域、湖沼の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が著しいです。

■DO(Dissolved Oxygen:溶存酸素量)

水中に溶解込んでいる酸素の量のことです。水中に有機物が増えると、それを分解する微生物に酸素が消費され、溶存酸素は減少します。

■LAS(Linear Alkylbenzene Sulfonate:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

界面活性剤の一種であり、家庭用洗剤などで、現在も広く使用されています。

■pH(Potential of Hydrogen:水素イオン濃度)

酸性やアルカリ性を示す指標で、pH7が中性、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

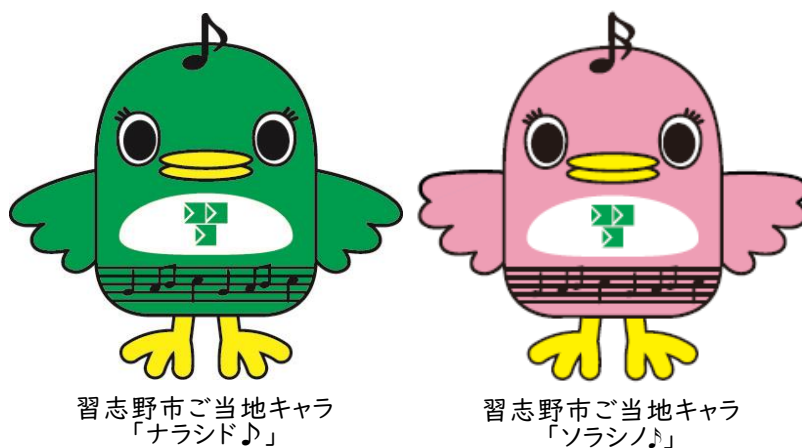
■TEQ(Toxicity Equivalency Quantity: 2,3,7,8

-TCDD 毒性等価濃度)

ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い 2,3,7,8-TCDD(四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)を 1 として、ダイオキシン類各種の毒性を数値化したものです。その数値に各濃度を掛けた値の総和を、ダイオキシン類濃度の TEQ 換算値といいます。

■V2H(Vehicle to Home)充放電設備

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のことです。



習志野市環境基本計画年次報告書（環境白書）用語解説

データで見る習志野市の環境 令和 6(2024)年版

発行 習志野市

編集 都市環境部 環境政策課

習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

電話 047(451)1151 (代)
